

# 剣 淵 町 産 後 ケ ア 事 業

剣淵町では、平成31年4月より「産後ケア事業」を実施することとなりました。助産師により、自宅や助産院において、お母さんの体調・授乳・育児の相談等を受けられます。

## 利用できる方

剣淵町に住所のある（流産・死産を含む）産後 1 年未満のお母さんもしくはお子さんで下記の項目にあてはまる方

- 1) 産後の体調や育児に不安を感じている方
  - 2) 授乳方法やケアに不安を感じている方
  - 3) ご家族等から産後の援助が十分に受けられない方
- \*医療行為が必要な方は利用できません。



## 内 容

助産師が自宅に訪問したり、委託先の助産院でお母さんの相談に応じます。

- 1) お母さんとお子さんの健康にかかわること
- 2) 乳房のケアにかかわること
- 3) 授乳や沐浴など育児にかかわること                      など



## 回数・料金

利用時間：1回2時間以内

利用回数：最大10回まで

利用料金：1回1,000円

\*町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料金が免除になります。

## 委託事業者

たぐち助産院	のぐち母乳育児相談室
電話：090-9527-9077 住所：士別市東6条1丁目3番地	電話：090-8633-7841 住所：名寄市西10条南9丁目48-60

・里帰りなどで上記以外の産後ケア実施施設の利用を希望する場合は保健師までご相談ください。

## 利用の流れ

### ①利用の予約

利用者が助産院に直接連絡をとり、産後ケアの予約をします。助産院で利用者の基本情報、相談内容を受け付けします。

### ②利用の申請

利用者が剣淵町健康福祉課に申請書を提出します（ふれあい健康センターへの来所、郵送、保健師の訪問時に手渡し等）。

### ③利用の決定

剣淵町健康福祉課が利用者に決定通知書を送ります。

### ④利用の開始

利用者と助産院の話し合いで、利用形態、利用日等を決めて下さい。

利用者は利用日ごとに助産院へ利用料金を直接お支払い下さい。

## 里帰り先での利用について

里帰り先に滞在している間に上記の施設以外で産後ケアを受ける場合は、償還払いで対応いたします。かかった産後ケア費用のうち 1回11,000円を上限に助成します。利用された方は下記の書類を持って健康福祉課窓口までお越しください。

①産後ケア利用先施設で発行された領収書

②母子手帳

③産後ケア事業利用費助成申請書

④身分を証明できる顔写真付き証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）もしくは印鑑

## 産後ケア利用施設の併用

産後ケアを受ける施設は複数併用が可能です。

利用回数の管理がしやすいように、母子手帳「産後ケアの記録」の活用をお願いします。

## 使用方法

1) 産後ケアを利用する際に必ず母子手帳を持参してください。

2) 母子手帳を利用した施設の助産師さんに渡してください。

3) 助産師さんから利用した日付と印鑑かサインをもらってください。

※利用回数が全施設合計で10回を超えないようご注意ください。

「剣淵町産後ケア事業利用申請書」は妊産婦健診受診票のお渡し時に事前に記入していただき、保健師がお預かりします。また、剣淵町ホームページからのダウンロードも可能です。



©Kembuchi Town

お問合せ・申請先

〒098-0338

剣淵町仲町28番1号 ふれあい健康センター内  
剣淵町健康福祉課保健グループ

電話 0165-34-3955